

市内障害サービス等事業所 管理者 様

浜松市障害保健福祉課長 久保田 尚宏

障害サービス等事業所における新型コロナウイルスの感染拡大防止の徹底について（依頼）

日ごろ、本市の障害福祉施策に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、市内障害福祉サービス等事業所において新型コロナウイルス感染陽性者が確認されているところですが、先週末にかけ、市内高齢者・介護保険施設においては、新型コロナウイルス感染症に係るクラスターが発生し、市内における感染拡大は、予断を許さない状況が見込まれ、感染症対応、感染拡大防止のための取組みの徹底が非常に重要です。

つきましては、今までに市から発出された新型コロナウイルスに関する通知を御確認いただき、引き続き感染拡大防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 関係資料の確認について

下記URLから浜松市公式ホームページに掲載してある資料をご確認いただき、利用者や職員等の感染の疑いについて早期に把握すること等、感染拡大防止に取り組んでください。

(URL) <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/korona.html>

(主な関係通知)

- ・【事務連絡令和2年5月4日】障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について
- ・【事務連絡令和2年7月3日】障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について
- ・【福指第310号令和2年10月15日】「福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアル(FAQ)」について（通知）
- ・【事務連絡令和2年10月15日】社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

2 感染症対策の徹底について

障害福祉サービスを提供するにあたり、次のことを徹底してください。

- (1) サージカルマスクの着用の徹底（利用者・職員に症状が無くてもマスクを着用する。）
- (2) こまめな消毒（職員が小型容器に入ったアルコール消毒液を携帯し、利用者・職員の手指消毒や共有物の消毒を行う。ケアする利用者が変わる場合や飛沫が発生した場合等にこまめな消毒を行う。）
- (3) 衛生資材の確保
マスク、アルコール消毒液、使い捨て手袋、フェイスシールド、使い捨てガウン等の備蓄を行う。

(4) 職員の確保

- ・クラスターの発生などに備え、当該法人内での応援体制や他法人との相互応援などの有効な方策を検討すること。
- ・障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助（以下「居住系施設」という。）において、施設の職員が多数感染し、当該法人内の職員だけでは生活支援のための最低限の体制も確保できないと見込まれる場合には、静岡県の「社会福祉施設等応援職員派遣事業」を活用し支援を要請すること。
- ・長期間にわたる応援を依頼することとなる場合には、施設長は、応援職員の宿泊場所（当該法人所有の職員宿舎など）についても、検討しておくこと。

(5) 療養・支援室の確保について

- ・居住系施設において、利用者が施設内で療養することに備え、施設内の生活空間等の区分け（ゾーニング）や必要な物品の確保方法などの検討を行うこと。
- ・必要に応じて生活支援等の対応を行う職員の宿泊用の居室や、連絡調整等を行う事務局用の会議室等の確保について検討すること。

3 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の報告について

（「令和2年3月12日付け浜健介第1141号」から内容に変更なし）

- (1) 利用者・職員に新型コロナウイルス感染者が発生したことが判明した場合、「浜松市帰国者・接触者相談センター」（053-453-6118）に連絡し、感染者等の行動履歴等の必要な情報を提供してください。
- (2) 利用者・職員がPCR検査を行い、検査結果が陽性だった場合や、緊急に報告する必要がある場合、以下へ速やかに報告してください。

ア 連絡先・対応日時

連絡対応日時	連絡先	電話番号
平日 8時30分～17時15分	障害保健福祉課 指導グループ	053-457-2860
平日 0時～8時30分及び 17時15分～24時	浜松市役所 大代表	053-457-2111
土・日曜日、祝日及び 年末年始（12/29～1/3）終日		

イ 連絡について

平日夜間・閉庁日の電話（浜松市役所 大代表）は、守衛室職員が応答します。

その際、「新型コロナウイルス陽性者が発生したため、障害保健福祉課の担当者から電話が欲しい。」旨と、「施設等の名称・担当者名・電話番号」を御連絡ください。

守衛室から担当者へ連絡した後、担当者から事業所へ電話連絡します。

- (3) 利用者・職員がPCR検査を行い、検査結果が陰性だった場合

平日（土・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）は除く。）8時30分～17時15分の間に、以下お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先 健康福祉部 障害保健福祉課 指導グループ 電話番号 053-457-2860
--